

伊勢市公報

第495号
令和8年6月22日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市障がい者地域相談支援センター運營業務受託者選定委員会規則	4
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	7
 上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市五十鈴川中村浄化センター跡地譲渡先選定委員会規程	9
 告 示	
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	11
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	12
○ 令和8年度国民健康保険料率について	13
○ 第三者行為損害賠償求償事務の三重県国民健康保険団体連合会への委託契約の締結に関する事務の委任について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 市議会定例会の招集について	20
○ 地籍調査の実施について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
 選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	25
 農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	26
 公 告	
○ 定期の予防接種の実施について	27
○ 負傷動物等の収容について	40

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 39 号

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防吏員服制規則（平成 17 年伊勢市規則第 154 号）の一部を次のように改正する。

別表ワイシャツの部の次に次のように加える。

ポロシャツ	色	紺
	製式	半袖とし、左胸部に市章、「伊勢市消防本部」及び「ISE FIRE DEPT.」の文字並びにネームを表示する。

附 則

この規則は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務受託者選定委員会規則を

ここに公布する。

令和8年6月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第40号

伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部福祉総合支援センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度
任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年6月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 41 号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市五十鈴川中村浄化センター跡地譲渡先選定委員会規程を次のよう
に定める。

令和8年6月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市五十鈴川中村浄化センター跡地譲渡先選定委員会規程

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、五十鈴川中村浄化センター跡地の譲渡の相手方の選定に係る委員会として、伊勢市五十鈴川中村浄化センター跡地譲渡先選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 選定委員会に、副委員長1人を置き、委員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 148 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
公益社団法人 三重県栄養士会
津市柳山津興 655 番地 12
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
伊勢市いきいき栄養訪問（訪問型サービス C）の利用料
- 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 149 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会 伊勢度会支部
伊勢市西豊浜町 5457 番地 2
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
伊勢市いきいきお口訪問（訪問型サービス C）の利用料
- 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第150号

令和8年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号。以下「条例」という。）第14条第1項、第18条の5第1項、第18条の14第1項及び第18条の19第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号並びに同条第5項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）、第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）及び第18条の19第3項（第22条第6項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和8年6月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 条例第14条第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{7.05}{100}$
(2) 被保険者均等割	28,200円
(3) 世帯別平等割	
特定世帯以外の世帯	18,700円
特定世帯	9,350円
特定継続世帯	14,025円

2 条例第18条の5第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.93}{100}$
(2) 被保険者均等割	11,700円

(3) 世帯別平等割

特定世帯以外の世帯	7,700円
特定世帯	3,850円
特定継続世帯	5,775円

3 条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.75}{100}$
(2) 被保険者均等割	11,800円
(3) 世帯別平等割	5,800円

4 条例第18条の19第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{0.25}{100}$
(2) 被保険者均等割	1,050円
(3) 18歳以上被保険者均等割額	50円
(4) 世帯別平等割	
特定世帯以外の世帯	500円
特定世帯	250円
特定継続世帯	375円

5 条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	19,740円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	13,090円
特定世帯	6,545円
特定継続世帯	9,818円

6 条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	14,100円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	9,350円

	特定世帯	4,675円
	特定継続世帯	7,013円
7	条例第22条第1項第3号ア及びイの額	
	ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	5,640円
	イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	3,740円
	特定世帯	1,870円
	特定継続世帯	2,805円
8	条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額	
	ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	8,190円
	イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	5,390円
	特定世帯	2,695円
	特定継続世帯	4,043円
9	条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額	
	ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	5,850円
	イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	3,850円
	特定世帯	1,925円
	特定継続世帯	2,888円
10	条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額	
	ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	2,340円
	イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	1,540円
	特定世帯	770円
	特定継続世帯	1,155円

- 11 条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額
- | | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 8,260円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 4,060円 |
- 12 条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額
- | | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 5,900円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 2,900円 |
- 13 条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額
- | | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 2,360円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 1,160円 |
- 14 条例第22条第5項第1号ア、イ及びウの額
- | | | |
|---|---|------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 735円 |
| イ | 18歳以上被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 35円 |
| ウ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | |
| | 特定世帯以外の世帯 | 350円 |
| | 特定世帯 | 175円 |
| | 特定継続世帯 | 263円 |
- 15 条例第22条第5項第2号ア、イ及びウの額
- | | | |
|---|---|------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 525円 |
| イ | 18歳以上被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 25円 |
| ウ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | |
| | 特定世帯以外の世帯 | 250円 |
| | 特定世帯 | 125円 |
| | 特定継続世帯 | 188円 |
- 16 条例第22条第5項第3号ア、イ及びウの額
- | | | |
|---|---|------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 210円 |
| イ | 18歳以上被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 10円 |

ウ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額

特定世帯以外の世帯 100円

特定世帯 50円

特定継続世帯 75円

伊勢市告示第 151 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 64 条第 1 項又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 21 条第 1 項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金に係る求償事務の三重県国民健康保険団体連合会への委託契約の締結に関する事務を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定により、次の者に委任します。

令和 8 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市副市長 福 井 敏 人

伊勢市告示第 152 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、豆塚組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

区域

変更前

本会の区域は、伊勢市上地町 1537 番地 2、1836 番地 3、1883 番地 1、1883 番地 2、1895 番地 2、1899 番地、1899 番地 1、1901 番地、1908 番地 2、1909 番地、1916 番地、1917 番地、1919 番地から 1920 番地まで、1923 番地から 1933 番地まで、1942 番地から 1946 番地まで、1981 番地 1、1982 番地、1984 番地から 1987 番地 1 まで、1989 番地から 1992 番地まで、2159 番地 1、2160 番地 1、4053 番地、4150 番地 1、4150 番地 2、4157 番地及び 4240 番地とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市上地町 1537 番地 2、1836 番地 3、1895 番地 2、1899 番地、1899 番地 1、1901 番地、1908 番地 2、1909 番地、1916 番地、1917 番地、1919 番地、1923 番地から 1933 番地まで、1942 番地から 1946 番地まで、1981 番地 1、1982 番地、1984 番地から 1987 番地 1 まで、1989 番地から 1992 番地まで、2159 番地 1、2160 番地 1、4053 番地、4150 番地 1、4150 番地 2、4157 番地及び 4240 番地とする。

伊勢市告示第 153 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 8 年 6 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 8 年 6 月 15 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 154 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 6 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日
令和 8 年 5 月 15 日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
高向①、高向②、高向③、桜木及び勢田 1
- 4 調査期間
令和 8 年 6 月 8 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 155 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、馬瀬町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更後 中 北 讓

省略

変更後 堀 佐登司

省略

伊勢市告示第 156 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下小俣自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 8 年 6 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 山 憲 一

省略

変更後 西 山 隆 久

省略

伊勢市告示第 157 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、六軒屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 木 村 麻 男

省略

変更後 西 中 庄 司

省略

伊勢市選挙管理委員会告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 8 年 6 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可児 文敏

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2, 0 0 6 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

1 6, 7 1 5 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

3 3, 4 2 9 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 1 0 0, 2 8 7 人

伊勢市農業委員会告示第6号

伊勢市農業委員会第246回総会を次のとおり招集します。

令和8年6月5日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和8年6月15日（月）午後3時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市公告第 28 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 A 類予防接種の種類及び対象者の範囲

疾病	予防接種の対象者
ジフテリア	(1) 生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者 (2) 11 歳以上 13 歳未満の者
百日せき	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
麻しん	(1) 生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者 (2) 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	(1) 生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者 (2) 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期

		に達する日の前日までの間にあるもの
日本脳炎		(1) 生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者 (2) 9 歳以上 13 歳未満の者
破傷風		(1) 生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者 (2) 11 歳以上 13 歳未満の者
結核		1 歳に至るまでの間にある者
H i b 感 染症	乾燥ヘモフ ィルス b 型 ワクチン	生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者
	沈降精製百 日せきジフ テリア破傷 風不活化ポ リオヘモフ ィルス b 型 混合ワクチ ン	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
肺炎球菌感染症 (小児がかかるもの に限る。)		生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイ ルス感染症		12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳とな る日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘		生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者

B型肝炎		1歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症	ロタリックス	生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの間にある者
	ロタテック	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間にある者
RSウイルス感染症		妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある者

2 B類予防接種の種類及び対象者の範囲

種類	対象者
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生生活活動が極度に制限される程度の障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの
帯状疱疹	(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

3 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、次のとおりです。

(1) A類予防接種を行う医療機関

医療機関名	住所
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番 2
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号
うじやまだ内科クリニック	伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 3 号
MG 糖尿病・内分泌・甲状腺クリニック	伊勢市勢田町 431 番地
おざき内科クリニック	伊勢市御菌町高向 686 番地 27
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御菌町長屋 2181 番地
かんだ小児科	伊勢市宮後 3 丁目 2 番 10 号
菊川産婦人科	伊勢市一之木 5 丁目 15 番 5 号
さかとく小児科	伊勢市小木町 512 番地 1
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地
鈴木小児科クリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 8 番 38 号
玉石産婦人科	伊勢市御菌町長屋 2049 番地
寺田産婦人科	伊勢市小木町 185 番地 1
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地
永井こどもクリニック	伊勢市八日市場町 5 番 20 号
なかむらクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 1 番 41 号
ながや内科クリニック	伊勢市船江 3 丁目 3 番 9 号
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町 7 番 1 号
花田小児科医院	伊勢市中島 2 丁目 6 番 13 号
はまぐち内科クリニック	伊勢市上地町 4210 番地 3

東谷医院	伊勢市神久5丁目7番56号
ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町671番地17
まつだこどもクリニック	伊勢市桜木町85番地180
村松有滝診療所	伊勢市村松町3294番地15
森本内科・循環器科	伊勢市河崎1丁目12番2号
やまぐちレディースクリニック	伊勢市小俣町本町3321番地
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合480番地
山本医院	伊勢市二見町溝口401番地1
和気ペインクリニック	伊勢市岩淵2丁目2番18号

(2) B類予防接種（高齢者肺炎球菌）を行う医療機関

医療機関名	住所
あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野1102番地6
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町5444番地
石橋外科内科	伊勢市河崎2丁目17番11号
いせ在宅医療クリニック	伊勢市御菌町高向927番地
伊勢志摩腎クリニック	伊勢市村松町1379番地5
伊勢田中病院	伊勢市大世古4丁目6番47号
いせはまごうくらた内科	伊勢市黒瀬町690番地2
伊勢ひかり病院	伊勢市御菌町高向810番地1
いせ山川クリニック	伊勢市小木町557番地
伊勢リウマチハンドクリニック	伊勢市勢田町569番地2
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町6番7号
岩田医院	伊勢市二俣1丁目4番16号
うじやまだ内科クリニック	伊勢市岩淵1丁目13番3号
海野内科	伊勢市浦口2丁目2番13号

MG 糖尿病・内分泌・甲状腺クリニック	伊勢市勢田町 431 番地
おおやまだクリニック	伊勢市神久 2 丁目 1 番 15 号
おざき内科クリニック	伊勢市御菌町高向 686 番地 27
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御菌町長屋 2181 番地
かとうクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 36 号
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町 698 番地 15
かんだ小児科	伊勢市宮後 3 丁目 2 番 10 号
木村クリニック	伊勢市船江 1 丁目 2 番 38 号
久保内科診療所	伊勢市一之木 3 丁目 5 番 13 号
倉田医院	伊勢市常磐 2 丁目 6 番 20 号
外宮の杜クリニック	伊勢市岡本 3 丁目 14 番 17 号
小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町 1007 番地
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
鈴木小児科クリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 8 番 38 号
高見内科	伊勢市岡本 1 丁目 4 番 25 号
宅間内科	伊勢市船江 3 丁目 6 番 18 号
玉石産婦人科	伊勢市御菌町長屋 2049 番地
でぐち内科クリニック	伊勢市二見町荘 2141 番地
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1
寺田外科医院	伊勢市一志町 3 番 13 号
寺村内科クリニック	伊勢市中之町 72 番地 1
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9 番 21 号

徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地
なかむらクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 1 番 41 号
ながや内科クリニック	伊勢市船江 3 丁目 3 番 9 号
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町 7 番 1 号
西山医院	伊勢市宇治浦田 2 丁目 4 番 74 号
西山クリニック	伊勢市一之木 2 丁目 11 番 18 号
ハートクリニック福井	伊勢市御菌町長屋 1997 番地 1
橋上内科皮膚泌尿器科医院	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 3 号
畠中医院	伊勢市大湊町 862 番地
はまぐち内科クリニック	伊勢市上地町 4210 番地 3
東谷医院	伊勢市神久 5 丁目 7 番 56 号
東山胃腸科内科	伊勢市小俣町元町 1159 番地 2
ひかりの橋クリニック	伊勢市常磐 2 丁目 4 番 35 号
ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町 671 番地 17
ふじわらクリニック	伊勢市常磐 1 丁目 15 番 10 号
堀胃腸科医院	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 1 号
ほりぐち内科ハートクリニック	伊勢市小俣町元町 496 番地
松葉内科	伊勢市本町 5 番 13 号
まつもとクリニック	伊勢市黒瀬町 1215 番地
宮村医院	伊勢市河崎 1 丁目 4 番 30 号
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15
森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 2 号
やまぐちレディースクリニック	伊勢市小俣町本町 3321 番地
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77 番地
山添整形外科	伊勢市岡本 2 丁目 1 番 40 号

やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合 480 番地
やまむら内科内視鏡クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 44 号
山本医院	伊勢市二見町溝口 401 番地 1
山本内科クリニック	伊勢市津村町 792 番地 1
横浜ゴム健康保険組合三重診療所	伊勢市御菌町高向 1038 番地
由井医院	伊勢市岩淵 2 丁目 7 番 12 号
和気ペインクリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 18 号

(3) B類予防接種（带状疱疹）を行う医療機関

医療機関名	住所
あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野 1102 番地 6
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地
石橋外科内科	伊勢市河崎 2 丁目 17 番 11 号
伊勢外宮前クリニック	伊勢市宮後 1 丁目 6 番 10 号
いせ在宅医療クリニック	伊勢市御菌町高向 927 番地
伊勢志摩腎クリニック	伊勢市村松町 1379 番地 5
伊勢田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番 47 号
いせはまごうくらた内科	伊勢市黒瀬町 690 番地 2
伊勢ひかり病院	伊勢市御菌町高向 810 番地 1
いせ山川クリニック	伊勢市小木町 557 番地
伊勢リウマチハンドクリニック	伊勢市勢田町 569 番地 2
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号
岩田医院	伊勢市二俣 1 丁目 4 番 16 号
うじやまだ内科クリニック	伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 3 号
海野内科	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 13 号

うめだクリニック	伊勢市小木町 520 番地 1
MG 糖尿病・内分泌・甲状腺クリニック	伊勢市勢田町 431 番地
大西皮ふ科	伊勢市岡本 3 丁目 16 番 1 号
おおやまだクリニック	伊勢市神久 2 丁目 1 番 15 号
おざき内科クリニック	伊勢市御菌町高向 686 番地 27
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御菌町長屋 2181 番地
小原産婦人科	伊勢市宮後 1 丁目 5 番 3 号
かとうクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 36 号
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町 698 番地 15
河口外科	伊勢市神田久志本町 1539 番地 6
かんだ小児科	伊勢市宮後 3 丁目 2 番 10 号
木村クリニック	伊勢市船江 1 丁目 2 番 38 号
久保内科診療所	伊勢市一之木 3 丁目 5 番 13 号
外宮の杜クリニック	伊勢市岡本 3 丁目 14 番 17 号
小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町 1007 番地
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
鈴木小児科クリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 8 番 38 号
高見内科	伊勢市岡本 1 丁目 4 番 25 号
宅間内科	伊勢市船江 3 丁目 6 番 18 号
玉石産婦人科	伊勢市御菌町長屋 2049 番地
でぐち内科クリニック	伊勢市二見町荘 2141 番地
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1

寺田外科医院	伊勢市一志町3番13号
寺田産婦人科	伊勢市小木町185番地1
寺村内科クリニック	伊勢市中之町72番地1
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐2丁目9番21号
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町132番地
なかむらクリニック	伊勢市一之木4丁目1番41号
ながや内科クリニック	伊勢市船江3丁目3番9号
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町7番1号
西山医院	伊勢市宇治浦田2丁目4番74号
西山クリニック	伊勢市一之木2丁目11番18号
ハートクリニック福井	伊勢市御菌町長屋1997番地1
橋上内科皮膚泌尿器科医院	伊勢市岩淵2丁目2番3号
畠中医院	伊勢市大湊町862番地
はまぐち内科クリニック	伊勢市上地町4210番地3
東谷医院	伊勢市神久5丁目7番56号
東山胃腸科内科	伊勢市小俣町元町1159番地2
ひかりの橋クリニック	伊勢市常磐2丁目4番35号
ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町671番地17
ふじわらクリニック	伊勢市常磐1丁目15番10号
堀胃腸科医院	伊勢市河崎1丁目12番1号
ほりぐち内科ハートクリニック	伊勢市小俣町元町496番地
松葉内科	伊勢市本町5番13号
まつもとクリニック	伊勢市黒瀬町1215番地
宮村医院	伊勢市河崎1丁目4番30号
村松有滝診療所	伊勢市村松町3294番地15

森本内科・循環器科	伊勢市河崎1丁目12番2号
やまぐちレディースクリニック	伊勢市小俣町本町3321番地
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙77番地
山添整形外科	伊勢市岡本2丁目1番40号
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合480番地
やまむら内科内視鏡クリニック	伊勢市一之木4丁目2番44号
山本医院	伊勢市二見町溝口401番地1
山本内科クリニック	伊勢市津村町792番地1
よこやま皮ふ科クリニック	伊勢市宮町1丁目3番24号
横浜ゴム健康保険組合三重診療所	伊勢市御菌町高向1038番地
由井医院	伊勢市岩淵2丁目7番12号
和気ペインクリニック	伊勢市岩淵2丁目2番18号

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

- (1) 予防接種を受けることが適当でない者は、次に掲げる者としします。
- ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - イ 明らかな発熱を呈している者
 - ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - オ 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
 - カ 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

- キ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- ク ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- ケ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）及び帯状疱疹に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- コ イからカまで及びクに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不十分な状態にある者
- (2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次に掲げる者とします。
- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている

製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

キ 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

ク ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

ケ R S ウイルス感染症の予防接種にあつては、妊娠高血圧症候群の罹患歴がある又は発症リスクが高いと考えられる者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに伊勢市健康福祉部健康課に連絡すること。

伊勢市公告第29号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和8年6月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市前山町	猫	雑種	白黒	雄	大	成猫	

2 収容した日 令和8年6月4日

3 収容期限 令和8年6月9日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）